

○松本市商工業振興条例

昭和59年9月28日

条例第35号

改正 昭和63年2月25日条例第7号

平成10年9月28日条例第48号

平成13年3月16日条例第10号

平成14年3月15日条例第19号

平成17年3月22日条例第138号

平成18年3月16日条例第6号

平成20年3月6日条例第22号

平成22年3月19日条例第60号

平成27年3月13日条例第2号

平成28年3月3日条例第21号

令和3年3月22日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、本市における商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、必要な助成を行い、もって商工業の振興並びに雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。  
ただし、第6条においては、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する団体及び市長が特に認める団体をいう。
- (3) 特定地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する工業地域、工業専用地域及び市長が特に認める地域をいう。
- (4) 指定地域 工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条に規定する工場適地をいう。
- (5) 工場 製造業及びこれに関連する事業の用に直接供する建物並びに構築物をいう。
- (6) 企業施設 倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、ソフトウェア業、先端的技術分野の研究開発を主として行う機関及び市長が特に認めた企業の業務に使用する施設をいう。
- (7) 新設 市内に工場又は企業施設(以下「工場等」という。)を所有しない者が、新たに工場等を特定地域又は指定地域(以下「特定地域等」という。)へ設置すること、又は市内に工場等を所有する者が、新たに既設の工場等と異なる業種の工場等を特定地域等へ設置すること、若しくは市外

に設置してある工場等を閉鎖して新たに工場等を特定地域等へ設置することをいう。

(8) 移設 市内に工場等を所有する者が、当該工場等の全部を特定地域等へ移転することをいう。

(9) 増設 市内に工場等を所有する者が、同一業種の工場等を特定地域等へ設置すること、又は当該工場等の敷地内、若しくはこれに隣接して既設の工場等を拡充することをいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事業について、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

- (1) 高度化事業
- (2) 共同施設設置事業
- (3) 工場等用地取得事業
- (4) 工場等設置事業
- (5) 工場等緑化事業
- (6) 公害防止施設設置事業
- (7) 従業員福利厚生施設設置事業
- (8) 技術者養成施設設置事業

(助成の選択)

第4条 前条第1号及び第2号の助成金については、いずれか一を選択するものとする。

2 前条第1号又は第2号に掲げる事業と、第3号以下に掲げる事業との内容に重複するものがある時は、そのいずれかを選択しなければならない。

(便宜供与)

第5条 市長は、商工業振興上必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について便宜を供与することができる。

- (1) 用地あっせんに関する事項
- (2) 資金の融資あっせんに関する事項
- (3) 公共的施設、その他立地条件の改善整備に関する事項
- (4) その他特に必要と認める事項

(融資のあっせん等)

第6条 市長は、中小企業者及び中小企業団体の資金調達の円滑化を図るため、融資のあっせんをすることができる。

2 前項の融資のあっせんは、金融機関に預託してこれを行うものとする。

3 市長は、第1項の融資にかかる信用保証料及び利子に対して予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(経営指導及び団体育成)

第7条 市長は、次の各号に掲げる事項について必要な事業を行うものとする。

- (1) 中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）の高度化、近代化を図るための経営診断の実施及び指導
- (2) 中小企業者の組織化、協業化及び共同化のための指導
- (3) 中小企業者等の経営に関する相談、指導及び情報提供
- (4) 中小企業者等の経営に関する研修会、講習会等の実施
- (5) 中小企業者等の振興施策に関する諸資料の収集及び調査の実施
- (6) その他中小企業者等の振興上必要な事項  
（助成の取消し等）

第8条 市長は、第3条に規定する助成金の交付を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の対象となった施設等の全部又は一部を目的外使用したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。

（審議会）

第9条 商工業の振興を図るため、市長の諮問機関として、松本市商工業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者等の振興施策に関する事項
- (2) 商工業の総合的な振興施策に関する事項
- (3) その他商工業振興に関する事項

3 審議会は、委員15人以内で組織し、商工業団体代表者及び知識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- (1) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

7 審議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 審議会の庶務は、産業振興部において行う。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 松本市中小企業振興条例(昭和47年条例第18号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、現に条例第3条に規定する事業に着手しているものについては、この条例の規定を適用する。
- 4 この条例施行の際、現に松本市中小企業振興条例の規定により助成金等の措置を受けているものは、なお従前の例による。

(波田町の編入に伴う経過措置)

- 5 波田町の編入の日前に、波田町商工業振興条例(平成4年波田町条例第23号。この項において「波田町条例」という。)の規定により受けた融資のあっせん及び補助金については、波田町条例の例による。

附 則(昭和63年2月25日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月28日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市商工業振興条例の規定により助成金の交付を受けているものは、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月22日条例第138号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、四賀村商工業振興条例(平成5年四賀村条例11号)、安曇村商工業振興条例(平成7年安曇村条例第19号)、奈川村商工業振興条例(平成3年奈川村条例第24号)又は梓川村商工業振興条例(平成6年梓川村条例第23号)(この項において「4村の条例」という。)の規定により受けた融資の斡旋及び補助金については、4村の条例の例による。

附 則(平成18年3月16日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第60号）

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

（松本市議会議員である委員の任期の特例）

2 この条例による改正前の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成27年5月1日以後の日までである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新条例の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

附 則（平成28年3月3日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月22日条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。